

定 款

株式会社タケエイ

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社タケエイと称し、英文ではTAKEE I CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬
2. 産業廃棄物、一般廃棄物の処理・処分
3. 廃棄物の処理・処分施設に係る企画設計、コンサルティング及び施設の管理運営の受託
4. 廃棄物のエネルギー転換、資源化、減量化のための調査・研究、技術開発
5. 廃棄物処理のための機器及び資材の販売
6. 廃棄物を原料、燃料とした製・商品の企画開発、加工及び販売
7. 廃棄物処理のための情報管理システムの開発及びその販売
8. 環境プラントの設計・製造・販売
9. 環境エンジニアリング事業
10. 一般貨物自動車運送事業
11. 土木、建築工事の設計、施工及び監理
12. 解体工事業
13. 鋼構造物工事、塗装工事、水道施設工事の請負
14. スポーツ教養文化施設の企画、設計及び管理運営
15. 廃棄物処理及び有効利用に携わる人材の教育研修事業
16. 廃棄物処理及び有効利用に関する出版物の企画、販売
17. 廃棄物の減量化及び再利用、再資源化に関するソリューション事業
18. 水、大気、土壌の汚染物質除去のための企画、設計、コンサルティングと機械の販売
19. 水、大気、土壌の汚染測定業務
20. 廃棄物処理施設設置に係る環境評価業務
21. 廃棄物排出現場における廃棄物の減量化及び再利用、再資源化に関する管理運営及び作業代行等に関する業務
22. 再生可能エネルギー発電事業に関する管理運営、並びに投融資
23. 再生可能エネルギー発電による電気の供給及び販売に関する事業
24. PFI 事業への参画及び受託部門の管理運営
25. 廃棄物の広域認定・広域再生利用指定品目の収集運搬
26. 廃棄物処理に関する排出事業者責務に基く管理項目に関する代行業
27. 不動産の売買、賃貸及び管理
28. 土砂の採取及び販売
29. 損害保険の代理業に係る業務
30. 古物の売買

- 31. プラスチック製品の再生処理に伴うプラスチック原料の製造並びに押出成型、射出成型及びペー
スト加工による製品の製造加工並びに販売
- 32. 廃棄物リサイクル関連六法に係る品目に関する回収、再生処理の受託業務
- 33. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公
告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4,464万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新
株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は
定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもつ

て、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

（招 集）

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（議決権の代理行使）

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議事録）

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集するものとする。取締役会の議長については、取締会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に

記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 30 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし緊急の場合には、

この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 45 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(期末配当金)

第 47 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 48 条 当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 49 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

平成 27 年 6 月 24 日改定